

## 別表六（四の二）の記載の仕方

この明細書は、内国法人が法第69条第1項から第3項まで《外国税額の控除》若しくは連結法人が法第81条の15第1項から第3項まで《連結事業年度における外国税額の控除》の規定の適用を受ける場合又は租税条約において定めるところによりこれらの規定の適用を受ける場合において、その事業年度又は連結事業年度において納付した外国法人税（法第69条第1項に規定する外国法人税をいいます。以下同じ。）の額（法第23条の2第1項《外国子会社から受ける配当等の益金不算入》に規定する外国子会

社から受ける同項に規定する剰余金の配当等の額を課税標準として課される外国法人税の額のうち、同条第2項（第1号に係る部分に限ります。）の規定の適用がある剰余金の配当等に係る部分の金額に限ります。）及び当該外国法人税とみなされたものの額について記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。